

業務説明資料

本業務における業務説明資料は次のとおりです。

1 業務概要

- | | |
|-------------|--|
| (1) 業 務 名 | 令和7年度道路維持修繕国県道単独事業浜松市路面下空洞調査
計画策定業務 |
| (2) 履 行 期 間 | 契約締結日の翌日から令和8年3月25日まで |
| (3) 履 行 場 所 | 浜松市管内一円 |
| (4) 契約上限金額 | 10,000千円（消費税及び地方消費税を含む。） |

2 業務内容

(1) 業務目的

本業務は、浜松市が管理する道路における路面下空洞の調査、分析、対策等を行うための計画を策定し、もって路面下空洞に起因する道路陥没による重大事故の防止及び安心安全かつ円滑な通行を確保することを目的とする。

(2) 業務内容

本業務の内容は下記のとおりである。

1) 現状整理

本業務に有益な知見や必要な資料を収集し、路面下空洞調査計画策定に向けて、現状課題や方針、検討事項等の整理を行う。

2) 路面下空洞調査計画策定

浜松市重点管理路線に対して路線の分類方法・調査対象路線の設定、調査対象箇所の設定、措置区分・優先度の設定について検討し、路面下空洞調査計画を策定（ガイドラインの見直し）する。なお、策定にあたっては、「1) 現状整理」で明らかとなった現状、課題等を踏まえるとともに、路面下空洞調査要領（令和7年3月 国土交通省道路局 国道・技術課）等との整合性を図るものとする。

3) 調査対象箇所の抽出

「2) 路面下空洞調査計画策定」で設定した調査対象箇所を抽出する。

4) 記録様式の設定

対象及び項目等（路線及びその周辺に関する一般情報、道路構造に関する情報、調査結果、対策履歴等）を具体的に設定するものとする。

5) 新技術の導入可能性調査

路面下空洞を効率的・効果的に検出できる可能性がある新技術について情

報を収集・整理し、その導入可能性について検討する。

6) 会議運営補助

浜松市が設置する以下の会議の運営を補助すること。なお、補助とは、説明用資料（パワーポイント等）の作成・印刷、議事録作成等のことをいう。

- ・浜松市公共土木施設マネジメント検討委員会作業部会（予定開催数 2 回）
- ・浜松市公共土木施設マネジメント検討委員会（予定開催数 2 回）

(3) 成果品

本業務における成果品は、以下のとおりとする。

- ・業務報告書（A 4 用紙）、概要書（A 3 用紙）1 部
- ・業務報告書の電子データ（DVD-R 等の電子媒体に記録）1 部

(4) 配置技術者は以下のいずれかの資格等を有するものとする。なお、業務責任者と担当技術者は兼務できない。

1) 業務責任者

- ・技術士（総合技術監理部門：道路）
- ・技術士（総合技術監理部門：土質及び基礎）
- ・技術士（建設部門：道路）
- ・技術士（建設部門：土質及び基礎）
- ・国土交通省登録資格（公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程に基づく「道路」の施設分野において、「調査」として登録された資格（ただし、交通関係の資格は除く）、又は「地質・土質」の施設分野において、「調査」として登録された資格（ただし、地質調査技術士資格者（土壌・地下水汚染部門）、応用地形判読士資格、港湾海洋調査士（土質・地質調査）及び地すべり防止工事士は除く））を有すもの。

2) 担当技術者

- ・技術士（総合技術監理部門：道路）
- ・技術士（総合技術監理部門：土質及び基礎）
- ・技術士（建設部門：道路）
- ・技術士（建設部門：土質及び基礎）
- ・国土交通省登録資格（公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程に基づく「道路」の施設分野において、「調査」として登録された資格（ただし、交通関係の資格は除く）、又は「地質・土質」の施設分野において、「調査」として登録された資格（ただし、地質調査技術士資格者（土壌・地下水汚染部門）、応用地形判読士資格、港湾海洋調査士（土質・地質調査）及び地すべり防止工事士は除く））を有すもの。

- ・路面下空洞調査業務に従事した実績を有する者とする。

(5) 担当部署及び問い合わせ先

〒430-8652 浜松市中央区元城町 103-2

浜松市土木部道路保全課（浜松市役所本庁舎 4 階）

電話 053-457-2647 FAX 050-3737-0045

メールアドレス dourohozen3@city.hamamatsu.shizuoka.jp